

第10期登別市高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画策定支援業務委託仕様書

1 委託等名

第10期登別市高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画策定支援業務委託

2 業務の目的

本業務は、老人福祉法第20条の8及び介護保険法第117条並びに成年後見制度の利用促進に関する法律第14条及び共生社会の実現を推進するための認知症基本法第13条に基づき、国や北海道の動向、地域の高齢者の状況等を的確に把握し、登別市が取り組むべき課題や高齢者福祉施策の方向性、サービス目標量等を定める、「第10期登別市高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画（以下、第10期計画という。）」を策定することを目的とする。

3 履行期間

(1) 業務期間

契約締結日から令和9年3月31日まで

4 事業費上限額

年度	業務項目	提案上限額 (消費税及び地方消費税を含む)
令和7年度	仕様書6(6)①介護予防・日常生活圏域二 ーズ調査に関する業務	2,530,000円
	上記以外の業務	1,320,000円
令和8年度		2,750,000円
合計		6,600,000円

※この金額は契約時の予定価格を示すものではなく、企画提案内容の規模を示すものである。見積書を作成する際は、この事業費上限額を超えてはならない。

5 一体的に策定する計画（事項）

- ・介護保険事業計画（介護保険法第117条に基づく計画）
- ・老人福祉計画（老人福祉法第20条の8に基づく計画）
- ・成年後見制度利用促進基本計画（成年後見制度の利用促進に関する法律第14条に基づく計画）
- ・認知症施策推進計画（共生社会の実現を推進するための認知症基本法第13条に基づく計画）

6 業務内容

本業務は、令和7年度及び令和8年度において次のとおり実施することとし、業務期間ごとにそれぞれ業務報告及び成果物の提出を行うこと。

【令和7年度・8年度共通】

（１）基礎的な地域データ及び現状分析

国の高齢者福祉、介護保険、認知症施策をめぐる政策動向や方針の把握を行い、登別市の地域特性や現状に関するデータを収集・整理・分析し、計画策定の基礎資料とする。本市と近隣市町を含む地域の福祉資源、高齢者の現状及び介護保険サービス利用状況等について、国や北海道等の統計データ及び地域包括ケア「見える化システム」による資料等をもとに分析を行う。

（２）法律や制度等の動向に関する情報提供

第10期介護保健事業の計画期間に向けて行われる基準省令その他の法令の改正に伴い、必要となる例規整備に資する情報として、関係法令の概要や条文等、例規整備の考え方や整備例などの情報を提供すること。

また、全国の先進事例や同規模自治体の取組内容を参考にする場合があるため、情報収集に努め、適宜提供すること。

（３）業務工程表の作成及び進捗管理

受託者は、本業務の着手前及び次年度業務の開始前に発注者と協議の上、業務工程表を作成し、進捗管理を行う。また、業務工程表は、その進捗に合わせて適宜、見直しを行う。

（４）運営協議会や計画検討会議等の運営支援

運営協議会や計画内容を審議するために設置される計画検討会議等（2か年計6回程度）の運営について、会議資料（原データ）の作成を支援するとともに必要に応じて出席し、協議事項に関するアドバイス等の支援を行う。

（５）打合せ協議等

本業務を適正かつ円滑に実施するため、業務処理責任者と業務監督員は常に密接な連絡を取り、業務の方針及び条件等の疑義を正すこととし、その内容についてはその都度受託者が書面（打合せ記録簿等）に記録し、相互に確認することとする。

なお、業務処理責任者又は業務担当者は月1回以上の頻度で発注者を訪問し、本業務の進捗状況の報告もしくはその他必要な打合せを行うものとする。

【令和7年度】（業務期間 契約締結日から令和8年3月31日まで）

（６）アンケート調査の実施

現状の把握及び第10期計画での重点施策検討の基礎資料とするため、以下のアンケート調査を実施する。

①介護予防・日常生活圏域ニーズ調査の実施

日常圏域ごとの高齢者の意識、生活実態、健康状態、介護環境等を調査し、日常生活や地域における課題、サービスの利用状況、ニーズ等の把握を行う。また、登別市における認知症施

策を検討する基礎とするために、認知症に関する設問も加えること。

調査票の配布・回収に必要な作業は、委託者が行う（必要な費用についても委託者が負担する）。受託者は調査票の設計・印刷及び委託者から受領した回収票の入力・集計・分析（地域包括ケア「見える化」システムへの登録データ作成を含む）を行い、調査結果を報告書としてとりまとめる。

【日常生活圏域ニーズ調査の実施概要】

調査対象	65歳以上の一般高齢者及び要支援1・2の高齢者
配布数	1種 2,000票
調査方法	郵送による調査
集計方法	単純集計、属性別クロス集計、その他分析上必要な設問間のクロス集計

②在宅介護実態調査の分析

介護している家族の生活実態や抱える問題等を把握し、介護離職を防止するに資するサービスの検討のための基礎資料とするため、要介護認定者の家族を対象とした調査を行う。調査は認定調査員による聞き取りにより実施する。

調査票の配布・回収に必要な作業は、委託者が行う（必要な費用についても委託者が負担する）。受託者は調査票の設計・印刷及び委託者から受領した回収票の入力・集計・分析（地域包括ケア「見える化」システムへの登録データ作成を含む）を行い、調査結果を報告書としてとりまとめる。

【在宅介護実態調査の実施概要】

調査対象	令和7年10月1日から令和8年2月28日までに認定調査の対象となる高齢者の家族
調査数	1種 600票
調査方法	認定調査員による聞き取り調査
集計方法	単純集計、属性別クロス集計、その他分析上必要な設問間のクロス集計

（7）認知症の人とその家族の意見聴取の実施支援

本市の認知症に関する現状や課題把握のため、本人・家族等の意見聴取の方法についての提案を行う。

【令和8年度】（業務期間 令和8年4月1日から令和9年3月31日まで）

（8）給付実績集計・分析の実施

委託者が提供する国保連給付実績データ等（地域包括ケア「見える化」システムによるデータ等）に基づき、介護認定者の推移、サービスの利用状況、給付実績に関する給付状況の分析を行う。

(9) 計画目標量の設定

第10期計画の前提となる将来人口および高齢者人口を設定し、要支援・要介護者数、介護保険サービス利用者数を推計するとともに、介護保険サービス見込量、介護保険給付費、第10期介護保険料の設定支援（地域包括ケア「見える化」システムへの登録データ作成を含む）を行う。

(10) 施策・事業の実施状況の評価

第9期計画における施策・事業の実施状況について、調査シートの設計及び結果のとりまとめを行い、評価を行う。また、第10期計画策定に向けての方針等の積極的な提案を行う。

(11) 現状整理、課題・問題点の分析及び施策検討提案

国から示される方針等に基づき、必要応じ適宜内容を変更する。

- ①市の福祉施策に関する上位・連計画と整合を図るとともに、市の福祉に係る現況を把握し、市の高齢者福祉事業及び介護保険事業が求められる役割等について整理する。
- ②本業務に係る調査及び本市が別途実施する調査等との調整、整合を図りながら、介護保険サービスと一般施策の現状分析及び課題の分析を行う。
- ③国の方針に沿った新たな体系サービスを検討する。
- ④地域包括ケアシステム推進のため課題や問題点を整理し、計画に反映する。
- ⑤共生社会の実現を推進するための認知症基本法の内容を踏まえ、本市における認知症に関する施策の課題を分析し、必要な施策について提案を行う。
- ⑥本市が必要とする要介護者数、一人暮らし高齢者数、必要となる介護人材数、認知症者高齢者数、日常生活圏域ごとの高齢者数等将来推計を実施する。
- ⑦介護保険事業について他市町村と比較し、地域の特徴等を把握し、検証する。
- ⑧日常生活圏域ごとに介護給付費等の実態を把握し、生活支援に求められるサービス等を分析する。
- ⑨本市の高齢者福祉事業及び介護保険事業に求められる施策等について分析、提案する。

(12) 計画骨子案・素案の作成

各種計画との整合性の確保や調和を保ち、調査分析及び検討結果を踏まえるとともに、各種会議での議論や関係機関との協議・調整を図った上で、計画の取りまとめを行う。

課題整理から第10期計画に重点的に取り組む事項を検討し、国の基本方針を踏まえ、推進していくための方策、基本理念、施策の体系、重点施策等を明確にした上で、計画の骨子案及び素案を作成する。

(13) パブリックコメントの実施支援

計画素案についてのパブリックコメントを委託者が実施するにあたり、実施方法やとりまとめに関するアドバイスを行う。

7 成果品

委託業務の成果品は、各業務期間の末日までに次のとおり提出すること。

【令和7年度】

- ・アンケート調査報告書（A4判、150頁程度、1色刷）：2部

【令和8年度】

- ・計画書本編（A4判、100頁程度、1色刷）：100部
- ・計画書概要版（A4判、4頁程度、4色刷）：50部

【令和7年度・8年度共通】

- ・業務報告書
- ・上記データ一式
- ・業務データ（現状分析・推計・その他資料）の電子データ一式
- ・情報提供資料一式

8 その他

- （1）本業務を進めるにあたって、個人情報及びプライバシーの保護が必要であることから、受託者は、個人情報保護に関する条例を順守するとともに、「プライバシーマーク」認証又は「情報セキュリティマネジメント」認証に相当する資格を要する。
- （2）本業務における成果品の著作権及び所有権は、委託料の支払完了と同時に受託者から発注者に帰属する。
- （3）受託業者は、この仕様書で示す業務の全部を第三者に委託してはならない。また、この仕様書で示す業務の一部を第三者に委託する場合は、あらかじめ市に書面により報告し、市の承認を得ること。
- （4）仕様書に記載されていない業務が発生した場合は、双方で協議し、対応の可否を含めて別途決定する。
- （5）この仕様書に定めるもののほか必要な事項が生じた場合は、その都度協議するものとする。